

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第 13 回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第13回 議事次第

1．日時 平成24年8月20日(月) 9:30～12:05

2．場所 消費者委員会大会議室

3．出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、足立委員、片山委員、丹野委員、中村委員、橋本委員、畠中委員、
山内委員

原消費者委員会事務局長

阿南消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4．議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 議論の整理

(3) 閉 会

○大森座長 おはようございます。定刻になりましたので、本日、第13回の検討会を開催させていただきます。

本日は、山本座長代理と室町委員が御欠席でございます。

議事に先立ちまして、消費者庁の福嶋長官が退任されまして、その後、阿南さんが新しい長官に就任されました。阿南さんは、この検討会の委員はおやめになっていますけれども、長官として御出席でございます。一言御挨拶いただきます。

○阿南消費者庁長官 おはようございます。このたび、8月10日付ですが、消費者庁長官に就任いたしました阿南でございます。よろしくお願いいたします。

これまでは委員として検討会の議論に参加させていただきましたけれども、今後は消費者庁長官として出席させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この検討会のとりまとめが本日も議論されるというところですが、私としまして、このとりまとめを十分に踏まえて消費者庁を引っ張っていきたくて考えております。

併せてお願いをしたいと思います。私は長官という立場になりましたけれども、ふだんにおいては、是非皆様方に今までと変わらぬぎっくばらんなおつき合いをいただきますように、心からお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、本日は、前回に引き続きまして、私どもの検討会のとりまとめの作業をさせていただきます。多分、今日も御意見が出るのではないかと想定してしまっていて、あさって、予備日として設けられていますので、全体として打ち上げるというふうに考えています。なるべく皆様方の御意見をとりまとめの中に反映させるつもりでございますけれども、あさって、全体が上がるように御協力をお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

前回、前半部分について議論をさせていただきまして、いろいろ御意見が出ました。後ほど、さまざまな形で反映できるような形にしてございますけれども、なお御意見が出るのではないかと考えています。とりあえず、まず後半部分についてざっと議論をさせていただいた後、今日は報告書全体像が出ていますので、後半についての御検討をいただいた上で、前半部分の修正点について説明させていただいて御検討いただくというふうにさせていただきます。

それでは、事務局の方から報告書全体についての。

○服部参事官 まず、議事次第をお手元に配らせていただいておりますけれども、本日の配付資料でございます。資料1-1、報告書案（見え消し版）でございます。この見え消し版に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2は、内閣府の事務の見直しについての一連の資料でございます。

資料3としまして、3人の委員の方から資料を提出いただいております。

まず、資料1-1につきまして御説明をさせていただきます。

まず、冒頭でございますが、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書。副題といたしまして、「消費者行政の機能強化を目指して（案）」としております。前回お示ししたペーパーは、タイトルが「（案）」のみになっていて、位置づけがよくわからないという橋本委員からの御指摘を踏まえたものでございます。

1 ページ開いていただきまして、目次でございます。まず、全体像につきまして御確認いただければと思います。1が「はじめに」、2が「消費者行政の体制の現状」、3が「消費者行政に係る体制の在り方」ということで、検討の視点、司令塔機能の発揮、消費者行政を担う職員の養成・確保、総合力の充実となっております。

次に、4、「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」。(1)が消費者行政における新たな位置付け。(2)が各機能の維持・充実。(3)が移行後の組織形態及び移行先。(4)が「政府から独立した法人」の考え方との関係。最後に、5、「おわりに」となっております。

それから、図といたしまして、現状の消費者行政の体制。

このほかに、参考1から4、また別途、後で御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目でございますが、以下、前半部分につきましては、修正したところ、主な修正点につきまして御紹介させていただきたいと思います。

まず、冒頭の一番上のところでございますが、前回、橋本委員から、国の政策に消費者、生活者の視点を入れるような提言を消費者庁が行うことを盛り込むべきと、これを反映させていただいたものでございます。

次に、4 ページをおめぐりいただきたいと思います。2 段落目、「しかしながら」のところがございます。この部分につきましては、前回、中村委員からの、現状の体制の問題点、課題について盛り込むべきという御意見を反映させていただいたものでございます。

下から2番目のパラグラフ、ここでも「しかしながら」としてありますが、これも同様の観点でございます。

最後の下線部分も同様の観点でございます。

5 ページでございます。「基本的考え方」の冒頭部分を削除しております。これは、先ほどの課題のところ整理いたしましたので、重複するものを削除するという趣旨でございます。ちなみに、「司令塔機能の発揮」のほかに、(3)「消費者行政を担う職員の養成・確保」、(4)「総合力の充実」で書かれております基本的な考え方と、並びもよくなっていると認識しております。

中ほどの下線部でございますが、これは片山委員から、司令塔機能の発揮については、従来は消費者庁が司令塔であると言われてきたが、より大きな視点に変化させていることを記述すべきと、こうした御意見を踏まえて、ここで明確化しております。

6 ページでございます。最後のポツのところ、「消費者庁を設立した理念に照らし」を挿入しております。山本委員から、総合調整機能を消費者庁が所掌することについては、消

費者庁をつくったときの理念からいっても、こうすべきだという方向で記述すべきである、この御意見を反映させたものでございます。

7ページでございます。中ほど、下線部がついております、「具体的には」の параグラフでございます。先ほど申し上げました、大きな視点での司令塔機能、そして、消費者の声を政策に反映させる、こうした部分も踏まえて、ここでも記述させていただいております。

8ページでございます。3つ目のパラグラフ、「との結びつきを強めつつ」と記しております。これは、足立委員から、消費者庁、消費者委員会と消費生活センターなどがつながりを持つのではなく、更に踏み込んだ関係ということを明記すべきである、これを踏まえさせていただいたものでございます。

9ページでございます。ここは、前回、3つの案ということで示させていただきまして、さまざまな御議論を賜ったものでございます。まず、「今後の取組の方向性」のところ、前回、審議会を新たに設置するといった案も示させていただいておりましたが、こういう選択肢をとることは考えがたいという、山本委員、丹野委員からの御意見がございましたので、この部分を削除いたしまして、ポツ1、ポツ2につきましては、上の方に「重要である」「有意義である」という形で考え方として整理をしております。

それから、「今後の取組の方向性」の下の部分でございますが、分科会、部会の庶務の処理に関しましても協力してもいいのではないかと、選択肢としてとり得ない、両者の関係の境界は非常に微妙である、こうした御意見をいただきましたので、ここでは、「審議会機能の活用について両機関が協力して取り組む。その際、消費者庁は、諮問を行った者として、諮問の背景や関連する事実関係について説明するなど、審議に積極的に協力する」。「この点に関し」ということで、委員会に庁からの諮問を審議する分科会または部会を設置することも考えられる。「その際」、設置する際でございますが、個別的、専門性の高いものなど事案によっては、委員会の独立性を前提としつつ、事務局のもとで、庁が一定の協力をするという整理にさせていただいております。

10ページの一番下の脚注でございますが、15、これも修正の趣旨に合わせるような形で修正をしております。

11ページでございます。i) が、消費者問題の性格から、文脈に合わせまして、「消費者行政を担う職員に求められること」としてしております。

まず、第1段落でございますが、片山委員から、消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差、消費者の権利の尊重、こういった事項について追加すべき、この御意見を踏まえてこういう形にしております。

2番目のパラグラフは、何名かの委員から位置づけがよくわからないというお話がございましたので削除しております。

それから、4番目のパラグラフ、5番目のパラグラフの最後の部分、「安全・安心の政策への転換」については、新しい視点、より大きな視点ということで記述をしております。

5番目のパラグラフの中ほど、「消費者の実態を常に顧みながら」のところでございます

が、消費者の実態を常に振り返って、そこに立ち戻って消費者政策をすることを記述すべきという片山委員の御指摘を踏まえて、修正・追加をしております。

12ページでございます。ii)の初めのパラグラフでございますが、消費者目線の確立には、現場への共感が重要であることを盛り込むべき、丹野委員からの御指摘を踏まえて、こうした形で追加しております。

それから、中ほど、「権利の尊重と自立支援」は、消費者基本法の消費者政策の基本理念を盛り込んだものでございます。

第2パラグラフ、「霞ヶ関全体」となっておりますが、この言葉はわかりにくいのではないかという山内委員の御指摘を踏まえ、こうした形で修正をしております。

「今後の取組の方向性」の中ほどでございます。「研修」に加えて「人事交流」、これはすぐというわけにはいかないと思いますが、方向性ということでこうしたことを記述しております。

iii)小見出しでございますが、書かれている内容に照らし合わせまして、わかりやすくするというので、「司令塔機能発揮のための」を入れております。

「消費者が安心して暮らせる社会の構築は国政の最重要課題」を追加しておりますが、この旨を盛り込むべきという片山委員の御意見を反映させたものでございます。

13ページでございます。「今後の取組の方向性」の初めのポツ、採用数の拡大が前提とはなりますが、こうした中で民間からの中途採用についても取り組むということを入れております。

それから、前回、中村委員から、国民生活センターから消費者庁へ多数の出向者がいる。その一方で、消費者庁からの国民生活センターへの出向者はいないという御指摘がございまして、2番目のポツでございますけれども、消費者庁を中心としたキャリアパスで活躍できるようにする。その後で、こうした取組みの中で、庁の職員がセンターでも活躍できるようにする。これを追加しております。

下から2番目のポツでございますが、山内委員から、消費者庁の法執行力の向上が重要であるという御指摘をいただいております。これを反映させております。

最後のポツでございますが、外部との人的ネットワークの構築の例示をさせていただいております。

14ページでございます。先ほど申し上げたこととも関連いたしますけれども、現在、商品テスト部の部長が国民生活センターから消費者庁の方に出向している。こうしたことで国民生活センターの機能が非常に弱まっているのではないかという御指摘、これは多数の方からいただいております。そうしたこともありまして、国民生活センターの機能の維持・充実を図りつつ、これが前提であるということも明記しております。機能が損なわれることがあってはならないことだというふうに、私自身も認識しているところでございます。

15ページでございます。2番目のポツ、山内委員から、消費者団体支援について盛り込むべきというお話がございまして、ここでは情報交換、意見交換を行うとともに、多様な

主体による取組みを活性化するための支援を行うということを書いております。

3番目のポツ、普及を周知、環境整備を具体的にということで、「財政的措置と人的交流を含めた」と明記しております。

最後のポツは、その下のii)で整理させていただいております。

16ページでございます。国と地方との関係について、もう一步踏み込んで書けないかという足立委員からの御指摘がございまして、一番初めのパラグラフでこういう形に整理しております。

3番目のパラグラフで、消費者教育、地方自治体と連携して、積極的に消費者教育を推進する必要があることを明確化しております。

「今後の取組の方向性」でございますが、初めのポツ、相談員の資格の法制化の書きぶりについて、手段と目的を明確にすべきという山本委員からの御指摘を踏まえまして、文章を逆にしております。

17ページ、最後のポツ、消費者教育について記述をしております。

次に、今回初めてお示しさせていただきます4.でございます。まず、「消費者行政における新たな位置付け」でございまして、国民生活センターは、昭和45年に特殊法人として設立、平成16年には消費者基本法の制定により、中核的实施機関として位置づけられている。国への移行に当たっては、改めてセンターを消費者行政の司令塔機能が十分に発揮される上で必要不可欠な存在として位置づけるべきとしております。

「国民生活センターの各機能の維持・充実」でございます。最後のパラグラフ、「相談」でございますが、地方への支援機能を果たしている。これらの機能を維持し、更には消費者行政の司令塔機能を支える役割を果たすため、センサー機能等の維持・向上を図ることが重要である。消費生活相談に直接に対応する機会を質・量とも確保する必要があるとしております。

研修でございます。受講者の希望に沿った研修機会の一層の確保、研修内容の充実が求められている。「加えて」ということで、国の職員に対しても、消費者目線や専門知識を浸透させていくための取組みを行うことが重要としております。

商品テストでございますが、消費生活センターからの相談解決テスト依頼に対する迅速かつ十分な対応が求められている。「また」といたしまして、消費者安全調査委員会との連携について記述をしております。

相談情報の収集・分析でございますが、消費者への注意喚起、関係行政機関への改善要望は、最も期待される一つとした上で、「更に」といたしまして、他の行政機関や事業者から情報を収集し活用することも重要であるとしております。

ADRでございますが、消費生活センターの相談処理の支援に大きな役割を果たしている。今後とも、相談処理支援との連続性を重視しつつ、その機能の充実を図る必要があるとしております。相互補完性・一体性をもって、その役割を果たしているということでまとめております。

基本的方向でございますが、司令塔機能の発揮において必要な役割を果たすためにも、国民生活センターの機能が低下することはあってはならない。

19ページでございますが、現行の制度及びその運用のもとでは、センターの各機能を維持・充実することは困難である。閣議決定により、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管することとされているとしております。

こうした上で、「国への移行により」ということで、知見・ノウハウを有するセンターの職員が、消費者行政全般で重要な役割を果たすことが円滑化される。また、移行先となる国の組織との間で総務や経理といった管理部門を統合することより、業務全体の効率化を図り、国民生活センターの相談や研修、商品テスト等の事業部門の人員・体制を充実させるなど、高度な行政サービスの提供を実現することが可能になると考えられるとしております。

各機能について、そのすべてを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、中核的实施機関としての機能を維持しつつ、消費者行政の司令塔機能を発揮する上で必要な役割を担うことを通じて、消費者行政全体の強化を実現していくべきとしております。国への移行後も、柔軟性や機動性、消費者目線に立った対応といった強みを確保していくことが不可欠であるとしております。

「取組の方向性」でございますが、各機能について、そのすべてを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させる。消費者の相談に直接に対応する機会を十分に確保・充実させる。消費生活専門相談員資格の付与や消費生活相談員への研修といった機能は、維持・充実する。広く国家公務員向けの研修を行う。廃止された相模原研修所の施設・用地の活用の在り方について検討するとしております。

更に、商品テストにつきましては、各地の消費生活センターからの相談解決テスト依頼に全件対応、注意喚起のための商品テストも引き続き実施、消費者安全調査委員会と連携して取り組む。

また、情報の収集・分析・提供でございますが、消費者庁に集約される情報等を共有した上で、情報提供を一体的に行う。消費者庁の有する機能との役割分担を見直し、情報提供機能を更に強化するとしております。

ADRについては、国民生活センターの他の機能との一体性を維持するとしております。

次に、(3)「移行後の組織形態及び移行先」でございます。

まず、組織形態でございますが、選択肢として4つ挙げております。内部部局、附属機関（審議会等、施設等機関、特別の機関）でございます。

内部部局でございますが、これは主として政策の企画立案に関する機能を担うものということでございますので、実施的側面の強い事務に当たる国民生活センターの機能を一体的に担う組織形態として適当ではないということで、ここで落としております。

審議会等でございますが、合議制の機関であり、実施的側面が強い事務を担うことになじまないということで、これもここで適当ではないとし、選択肢から落としております。

施設等機関でございますが、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、ここに書いてあります施設で行われる事務を中心として、実施的側面の強い事務に当たっているということで、ここでは更に検討の対象になり得るとしております。

特別の機関も、内部部局、審議会等、施設等機関などのいずれにも分類されないものの総称ということでございまして、更なる検討の対象というふうにしております。

ii) でございますが、では、施設等機関なのか、それとも特別の機関、どちらがいいのかということで、まず、検討の視点、前提ということで、「各機能の一体性」ということについて掲げております。一番初めのパラグラフ、国民生活センターの国への移行に当たっては、各機能を一体として移管させる必要がある。特にADRについては、国民生活センターに合議制の機関である「紛争解決委員会」が置かれておりまして、職権行使の独立性が法的に担保されております。国への移行後も、機能的に連続性を有する相談機能を含め、他の機能との一体性を保持しつつ、現在と同様の仕組みを整備する必要があるとしております。

それから、消費生活に関する地方自治体等からの情報をもとに改善要望を行っておりますが、これについて、引き続き国民生活センターが行う必要があるとしております。

もう一点の前提条件でございますが、「業務運営、人事面での独立性」ということで、従来の制度のもとで有していた業務運営や人事面での独立性は確保されるべきものであるとした上で、ADR同様、相談機能について、一般的な行政事務を司る組織と分離させることが求められている。また、法執行権限から独立性を確保することが求められているとしております。

以上を踏まえ、選択をどうするかということでございますが、まず、「施設等機関については」ということで、国民生活センターの各機能に照らし、それらを一体として、ここに書いてありますような施設等機関の分類に当てはめることは考えにくいとしております。また、法律によって施設等機関に合議制の機関を置いている例は存在しないということでございますので、センターの機能を担う組織形態とした場合には、ADRを合議制の機関としようということであれば、国民生活センターの他の機能との一体性を維持することが困難になると考えられるということでございます。それから、改善要望を行うという業務に照らしても、施設等機関の分類に当てはめることは難しいのではないかと。その上で、施設等機関において、業務運営や人事面での独立性を法的に担保している例は存在しない。国民生活センターの各機能の十分な発揮の観点から限界があるとしております。

次に、特別の機関でございますが、法律により、合議制の機関を置いている例があるということで、ADRを担う合議制の機関を国民生活センターの他の機能と一体的に設置し得る。改善要望についても、他の組織形態で担うことがふさわしくない以上、特別の機関で担うこととせざるを得ない。人事権や指揮監督権の独立性を法的に担保している例、これは脚注の26でございますが、こうした例があることから、国民生活センターの機能を担うにふさわしい組織設計とすることが可能であるとしております。

こうした上で、組織形態としては、施設等機関ではなく、特別の機関とすることが望ましいとしております。

また、国民生活センターの高い認知度、幅広い信頼感というものをかんがみますと、センターの機能を担う新しい機関の名称については、「国民生活センター」とすることが適当であるとしております。

今、申し上げましたことをまとめる形で「取組の方向性」として、新たな機関は、国民生活センターの各機能を一体として担う。新たな機関の組織形態は「特別の機関」とし、ADRを含めたセンターの業務運営や人事面での独立性を確保する。「国民生活センター」という名称は、移行後の機能を主として担う新たな組織の名称として維持するとしております。

移行先でございますが、消費者委員会、内閣府本府、消費者庁の3つについて検討をしております。

まず、消費者委員会でございますが、国民生活センターが有している関係行政機関への改善要望機能との関係で、両機関が一体化することへの期待もあるとしております。しかしながら、合議制の機関であることから、先ほど述べましたように、国民生活センターのような実施機能を担うことは適当ではないとしております。

また、内閣府設置法上、特別の機関は、本府や外局のみに設置することができるとされております。こうしたことから、消費者委員会を移行先とすることは適当ではないとしております。

次に、内閣府本府でございます。初めのパラグラフはメリットということで、消費者委員会等との連携が高まる。また、消費者庁から組織的に独立することにより、消費者庁の有する法執行権限から相談、ADRなどの機能の独立性を組織的に確保することができ、消費者の立場に立った機動的かつ柔軟な対応が担保されることが期待されるとしております。

次のパラグラフはデメリットということでございまして、センターが消費者行政の司令塔機能を支える役割を果たし、消費者行政の機能強化を図る観点からは課題があるとしております。消費者庁と国民生活センターが相談情報を活用した他府省庁への働きかけにおいて連携がとりにくくなる。また、消費者庁と事務の分担を整理する中で、現在有する機能のいずれかの機能が欠落することになりかねない。例えば、情報提供は双方が行っておりますけれども、設置法上、厳密に分ける場合に、どちらかが欠落するということにもなりかねないということでございます。

消費者庁の設立の経緯の方でございますが、内閣府本府から消費者庁に切り出した事務をまた戻すということも問題ではないかということでございます。

内閣府本府の所掌事務が経済財政政策、科学技術政策、非常に多様にわたっておりまして、職員の立場からしても、国民生活センターの職員の消費者行政に関する専門性を確保し、活躍の場を広げるという点でも難点があるのではないかとしております。

消費者庁でございますが、まず初めにメリットでございます。消費者が具体的な相談を

行う全国の消費生活センターと強いネットワークを持つ国民生活センターと庁が一体となって取組みを行うこととなる。消費者庁が、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の実現を図る上で意義があるのではないかということ。また、職員も専門性、消費者目線を活かしつつ、消費者行政を中心に活躍することについて優位性があるのではないか。

次のパラグラフでございますが、「しかしながら」としまして、相談、ADRなどにおいて、これまでセンターが行ってきた消費者の立場に立った機動的かつ柔軟な対応が損なわれるのではないかという懸念があるとしております。この懸念に応えるためには、消費者庁で執行を行う組織から一定程度分離されている必要がある。そのためには、センターの独立性を法的に担保した上で、先ほど申し上げました特別の機関とすることが考えられるとしております。

最後、以上を踏まえた上でということで、国民生活センターの機能を担う新たな機関は、独立性を法的に担保した特別の機関として消費者庁を移行先とすることが有力な考え方であると言える。消費者庁に移行した場合、各機能の柔軟性・機動性の確保や相談、ADRと法執行権限との関係についての懸念があることから、この懸念に十分に対応できるよう、制度・仕組みを手当てする必要がある。その担保の実現に向けて（仮に担保されない場合においてはその対応を含めて）、消費者庁に移行することが有力との考え方、これは特別の機関の設置ができるということが前提となっておりますので、こうした書きぶりにしておりますが、担当大臣が指導力を発揮されることを期待するとしております。

（４）いわゆる「政府から独立した法人」の考え方との関係でございます。

初めのパラグラフは、「政府から独立した法人」について、検証会議中間とりまとめでこのように記述をされております。独立行政法人の整理合理化の対象としていくということは、機能の縮小ということで適当ではない。

26ページでございますが、運営費の面から見ますと、その収入の約95%を国庫に依存しているということで、更なる独立性を追求するために財政面での自立を図ることは現実的ではなく、その結果として機能の欠落を招きかねないとしております。

国への移行に当たっては、運営費を措置する中で、各機能の維持・充実に必要がある。

一方、現在、国民生活センターの有する柔軟性、機動性を活かし、移行後もその機能を十分に発揮させるためには、現行制度における法人の業務運営の独立性、人事権等の特徴をできる限り維持するよう、国における組織の具体的な在り方を設計することが重要である。先ほど申し上げました特別の機関の中には、法律により業務運営や人事権等の面で、主任の大臣等から一定の独立性を担保している例がございますが、これらの仕組みを最大限活用することが重要である。

国民生活センターを特別の機関とすることができれば、「政府から独立した法人」の趣旨を生かす制度設計も可能となると考えられるとしております。

最後、「おわりに」ということで、今まで申し上げましたことをまとめて記述しております。

2番目のパラグラフ、検討を行う中で、消費者行政の推進に不可欠な司令塔機能の発揮に当たっては、消費者庁の取組みだけでなく、内閣府特命担当大臣のもとで、庁、委員会、センターがそれぞれの役割・権限を最大限発揮しながら、相互に緊密に連携しつつ取組みを進めることが必要との結論。委員会については、独立性を尊重する必要があるとしております。

消費者問題については、現場との結びつきを強化する必要があり、地方自治体、関係団体との意見交換、情報共有の機会の充実といった取組みが重要である。

消費者行政の推進に当たっても、熱意と意欲を有し、消費者目線や専門性を持った職員の確保・育成が重要である。

消費者による強力な後押しは不可欠であり、地方自治体や消費者団体をはじめとする民間団体の力を結集し、総合的な取組みを推進することが重要である。

以下、国民生活センターについてでございますが、国への移行に当たっては、その機能を安定的に維持・充実させていく必要がある。改めて国民生活センターを消費者行政の司令塔機能を支える存在として位置づけるべきである。国への移行により、熱意と意欲、知見やノウハウを有するセンターの職員の活躍の場を消費者行政全般に広げることが円滑化されるとともに、移行先となる国の組織との間での管理部門の統合により、業務全体の効率化を図り、消費者行政におけるより高度な行政サービスの提供を実現することが可能としております。

各機能の維持・充実が図られることが何よりも重要である。その上で、センターの各機能がその役割を十分に発揮し、庁や委員会も含めた消費者行政全体として最も消費者利益を擁護し、増進することのできる在り方を目指すべきであるとしております。

まとめといたしまして、現在までの検討の結果、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」及び独法通則法等改正法案に沿って、国民生活センターを国に移行するに当たっては、①国民生活センターの各機能を一体として一つの機関に集める。②「国民生活センター」という名称を持った機関とする。③その機関は、独立性を法的に担保した「特別の機関」として、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方であると言える。新たな機関は、消費者庁からの独立性を維持し、各機能の発揮が制度的に十分に担保される必要がある。その担保の実現に向けて（仮に担保されない場合においてはその対応を含めて）担当大臣が指導力を発揮されることを期待する。

最後でございますが、消費者問題が複雑化・多様化する中であって、消費者・生活者が主役となる社会の実現に向けては、消費者行政体制の不断の見直しが必要である。本報告書でとりまとめた取組みの方向性を実現するため、国、地方公共団体において真摯な取組みが行われることを求める。また、民間団体、更には国民各層の幅広い支援を期待するとしております。

次のページ以下が参考の部分でございますが、まず、29ページが「現状の消費者行政の体制（内閣府）」でございます。

次の参考1でございますが、「国民生活センター各機能の国への移管にあたっての懸念と考え方・対応策等」。従来議論をしていただきましたものでございます。33ページを見ていただきますと、前回の御議論の中で、最後の「行政庁の立場で、従来の国民生活センターと同様の消費者側への訴訟迫行の援助を行うことが適当か」が空欄になっておりましたので、御議論を踏まえて、右側に考え方を記入しております。

それから、36ページ以下が参考2で、「施設等機関及び特別の機関（平成23年度末時点）」を参考として添付しております。

40ページには、「特別の機関のうち合議制の機関」について掲載をしております。

参考3、42ページ目からでございますが、中村委員から今後の取組みについて短期的なもの、中長期的なものを分けて整理をしてはどうかという御提案をいただいております。それに基づいて、今後の取組みで明示させていただいたものを整理しております。

51ページ、参考4でございますが、今回、御議論に参加を賜りました委員の方々の名簿を添付させていただいております。

本日、配らせていただいております資料2について御紹介させていただきたいと思っております。

これは中村委員から御要望のあったことに対応させるものでございまして、まず、資料2-1、「内閣府について」ということで、行政改革に関する懇談会というもので提出をされた資料でございます。

6ページを見ていただきますと、内閣府はいろいろな業務が追加されておまして、業務を整理することが課題になっていると認識しておりますが、6ページは、内閣府になって新たに追加された政策課題を掲載しております。遺棄化学兵器、地域主権改革、宇宙政策をはじめ、たくさんの政策課題が内閣府に追加されていることを示した資料でございます。7ページにも続きが書かれております。

それから、こうした中でどう整理するかということでございますが、また、同じ資料の9ページに「内閣府の事務事業の見直しについて」というものでございます。「内閣府の基本的な考え方」ということで、初めの3行にエッセンスが書かれております。中央省庁再編以降の10年間で、担当する事務事業が大きく増大してきている。先ほど見ていただいたとおりでございます。このことから、施策、事務事業の実施の効率化及び見直し、統合を進める。また、内閣府が担うことがふさわしい事務について、中央省庁再編時の考え方に立って、行政改革実行本部等と連携しつつ、再整理していくことが必要ということで、再編時の考え方として、参考の(1)で該当部分に下線を引いております。

次に、資料2-2、「行政改革に関する懇談会」で内閣府の問題を取り上げられた際の議事概要を抜粋したものでございます。具体的には、裏のところに種々書かれておりますが、2番目の○でございますが、内閣官房、内閣府が余りにも肥大化しており、早急に改善すべき。各省で行うべきものは各省で、各省間の調整も内閣官房・内閣府ではなく各省間で

というのを原則にすべきといった御意見があったということでございます。

こうした御意見をまとめられたものが資料2-3でございます。「大転換期の行政改革の理念と方向性について」ということで、「政府の機能向上のための取組」の中で内閣府の見直しというものが掲げられておまして、最後のポツ、「内閣府が担うべき事務の柔軟性を確保するため、政令により、内閣府の事務を各省において処理する仕組みについて、内閣府に検討」といったことがされております。

長くなりましたが、私の説明は以上でございます。

○大森座長 御苦労さまでした。

それでは、今の見え消し案でいきますと、17ページから4が始まっています、少し集中的に4について御意見を伺っていきたくと思います。全体とすると4つに分かれておまして、最後の(4)は「おわりに」とくっついていますので、まず、17ページの(1)と(2)に当たる部分について何か御意見があれば伺って、逐次、(3)(4)に参りたいと思います。

どうぞお願いします。

○中村委員 (2)の相談のところで、「経由相談、平日バックアップ相談、土日・祝日相談」だけを取り上げて、その最後の行に「このため、消費生活相談に直接に対応する機会を質・量とも確保する必要がある」という文章の流れになっておまして、これが19ページの方向性の2つ目の黒丸のところに集約されているわけですが、ここでも「平日バックアップ相談の充実、土日・祝日相談の直接対応」、それから越境トラブルも入っていますが、これがまさに直接対応だというふうにまとめられているのですが、座長もこの会議で言われているように、いわゆる昔から国民生活センターがやっていた2年ほど前に廃止された、いわゆる直接相談、国民生活センターに相談員がいて、そこが直接消費者から相談を受けるというあの体制を復活するというのもここで議論されたはずなので、このくだりの中に、いわゆる従来からあった直接相談というものもきちんと入れていただきたい、そういう書きぶりに改めていただきたいと思います。

○大森座長 ちょっとここは重要でして、これは前の長官から御発言があって、直接相談というのは閣議決定で廃止されているのです。悩ましいのです。我々は、閣議決定で廃止しなさいということになると、それはちょっと言い過ぎで、やはり直接にという含みはあるのですけれども、直接相談というのが廃止されてしまっているものですから言いにくいのです。この検討会で直接相談を、私は個人的には強く申し上げたのですけれども、検討会として何か打ち出すときに、直接相談、閣議決定をあなた方は直しなさいと言っていいのかどうか、検討会の報告書として、閣議決定そのものを廃止しなさいというのはちょっと言い過ぎではないかと思っているのですけれども。

○中村委員 大臣、いかがですか。

○松原大臣 その閣議決定の経緯をもう一回、私も検見してみたいと思いますが、ただ、ここは検討会の議論ですから、ある程度自由にそういうのは、ちょっと表現を練りながら

記していいのではないかというふうに私個人は思います。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○大森座長 同趣旨のことは研修施設にしても言われていまして、これも相模原は閣議決定で廃止になっているのです。こども廃止について御意見が多分出てくると思いますので、同様の扱いになる可能性があるのですね。閣議決定で廃止しろと言ったのを、我々は廃止するなとまた言うのでしょうかということになりますので、挙げて、大臣の方に全部責任を押しつけることになるわけです。それでよろしいかどうかということもあるのでしょうか、お願ひするということになりますのでね。

○松原大臣 これは、通常の検討会というのは、そののりを越えるのかどうかはわからないのですが、検討会ですから、勿論、閣議決定は決定で極めて重いですが、検討会の中の議論というのは、ある程度自由にあつていいのかという気はしているのですけれども、それは座長の御認識の中でまた。

○大森座長 こういうときは少しごまかして、そういう意見もあったと。報告書全体がこれを打ち出すのは、ちょっと言い過ぎではないかという感じがあるものですから、ここ、今、大臣の御発言もございましたので考えてみますけれども、今日のところは「直接に」ということで頑張ってもらふということですが、本当に直接相談という言い方で言つていいかどうかは、もう一呼吸置かせていただきたいと思っています。御意見を伺ひまして、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、片山委員。

○片山委員 資料3-2で意見を少し提出させていただいております。その2のところに、今の19ページ、4の(2)の第3段落に関する意見を書かせていただいておりますが、気になっているのは、そこの3行目からのところです。「移行先となる国の組織との間で総務や経理といった管理部門を統合することにより、業務全体の効率化を図り、国民生活センターの相談や研修、商品テスト等の事業部門の人員・体制を充実させる」というふうに書いていただいているのですが、やはり国への移行の際に要求される効率化に対して、具体的にどう対応していくのが明確ではありません。特に、国民生活センターの機能の充実のためには、相談や商品テストといった事業部門における人と予算が大幅に必要なというのが歴然としておりますので、その点をより明確にさせていただくようお願いしたいと思います。

具体的には、今の段落の後ろのところに「業務の効率化においては、事業部門の人員・体制の強化・充実が最優先で確保されるべきである」といった文章を、重ねてになるのかもしれませんが、入れていただく。あるいは、26ページの5の「おわりに」の7つ目の段落、27ページの真ん中よりちょっと下のところ、「国への移行により」で始まる文章で、ここの3行目にも同じようなフレーズがあるのですけれども、ここのところは逆に言うと19ページよりも表現が少なく、事業部門の体制充実ということがここでは抜け落

ちてしまっていると思います。

したがって、少なくとも27ページの今のフレーズのところには、管理部門の統合によって、そこで出てきた人というものを事業部門の拡充に充てるのだということにつながるような、そのつながりをより明確にするような文章を入れていただきたいというのが意見の一つです。

○大森座長 19ページのところは、ここはこの文章で今の御発言が入っているようにも私には思えるのですが。

○片山委員 入っているとも読めるのですけれども。

○大森座長 片一方で効率化を図って、そこで生み出されるいろいろな資源を事業部門に充てろという趣旨になっていますね。

○片山委員 そこをより明確にさせていただきたいというのと、少なくとも最後の27ページの下から3つ目の段落のところは、効率化ということしか書かれていませんので、管理部門の統合と、それによって事業部門の拡充を図るという形での効率化を図る。

○大森座長 では、19ページと平仄が合うように変えましょうか。

○片山委員 はい。そこは明記させていただきたいと思います。

○大森座長 わかりました。

どうぞ。

○中村委員 今のことに関連するのですが、ここを、我々も抽象的な言葉ではわかるのですけれども、今、具体的に国民生活センターの総務と経理が何人いて、消費者庁の総務、経理が何人いる、それが効率化によって何人に絞れる、何人余るのだからそこが業務に行くのだというのをイメージできるような説明が本当は欲しいのです。

第9回の資料4-4を見ますと、ここに国民生活センターの総務と経理の人数が書いてあるのですが、総務は25名の常勤プラス非常勤が19名いるのです。経理の方は9名の常勤プラス非常勤の4名がいる。これがどういうふうになっていくのかということ、もし事務方の方で起案されたときにイメージされている数字的なものがあれば教えていただけたらと思います。

○大森座長 何かありますか。

○服部参事官 今の御説明のところの資料によりますと、国民生活センターの総務部が25名、経理部が9名ということですので。

○中村委員 それは常勤だけですね。

○服部参事官 そうですね。常勤の方でお話しさせていただきますと、これが言わば母数になる。具体的にどうなるかというのは、今、我々の手元にはございませんけれども、例えば、全くの機械的のですけれども、半分ということであれば25プラス9の34割る2で17名。むしろ、先ほどから御説明いただいている中で、相談、研修、商品テスト、こういった部門の強化ということでどれぐらいの必要性があるのか、方向性というのはここで書かせていただいているのですけれども、こうしたものに過不足がないのか、そういったことを見

極めながら具体的な作業というのは進んでいくのかと思います。

○大森座長　そういう御説明ですけれども。

丹野さん、どうぞ。

○丹野委員　今の19ページの「国民生活センターの相談や研修」云々のところに関連をいたしますが、相談を担当している国民生活センターの消費生活相談員というのは非常勤なのです。この文章の中でずっと言われている「人員・体制を充実させる」の中に、いわゆる国民生活センターの消費生活相談員の雇用がどうなるかということについて全然触れられていなくて、以前に出していただいた資料の中では、例えば国へ移行すると、国の中の非常勤だと3年ごとの更新で云々というのがありますが、いわゆる消費生活相談員の雇い止めというのが非常に注目を浴びている中で、ここに何らかの形で、松原大臣はもうお帰りになりましたけれども、松原大臣の方から、消費生活相談員の雇い止めについて一定の見解を示したペーパーが出ていることもありますから、それも踏まえれば、相談を担当する消費生活相談員の安定的・継続的雇用が維持されるような文言が、必ずしもここではなくもいいのですけれども、入れていただきたいと思います。

というのは、今回の国センの移行の問題は、全国の消費生活相談員の注目の的でございます。固唾をのんで見守っています。その中で国民生活センターの消費生活相談員がどうなるのだろうかということを明らかにしてあげることで、国センの相談員さんがそのまま安定的に継続雇用が維持されるのねという安心感を与えることにもつながりますので、是非修文を御検討いただきたいと思います。

○大森座長　事務方、今のはどうでしょうか。

○服部参事官　検討させていただきたいと思います。おっしゃられることは、今までの資料の中でも非常勤職員の方々の今の雇用形態と内閣府、消費者庁がどうなっているのかということで、必ずしも現行制度の中でぴったりというものはなかったと思ひまして、その際にもいろいろな工夫をさせていただくことが重要ではないかということは申し上げさせていただいたと思いますので、御趣旨を反映できるようにしたいと思います。

○大森座長　そうでしょうか。

○丹野委員　ありがとうございます。

○大森座長　ほかにどうぞ。

畠中さん、何か御意見ありますか。

○畠中委員　先ほどの片山先生と丹野理事長の御意見、趣旨はよくわかるのですけれども、一般論でいいますと、この報告がまとまって消費者庁が予算要求、組織・定員要求をするわけですね。そのときに、今、国民生活センターにおられる人員を消費者庁に移管することになるのですけれども、それがそのまますぽっと移れるかどうかというのは、私の感触でいえば、極めて難しいのではないかと思います。

というのは、今、民主党政権は、人件費削減ということをマニフェストに掲げておられるでしょう。2割削減とおっしゃっているのです。まだ1割しかできていない。そういう

中で、公務員の数を増やすということになるのです。それは極めて難しいのではないかと
いうことと、先ほど御説明のあった「行政改革に関する懇談会」でも、新聞報道によれば、
もっと公務員の数を減らせと言われていているのです。そういうときに、管理部門は減らしま
しょう、その分を業務部門に充てましょうというのは、なかなかそううまくいくかどうか、
私はかなり難しいのではないかと思います。そういうことも考えていただいて、御意見
を出されたいのではないかと思います。

○大森座長 丹野さんは、難しいことは御存じで御発言なのでしょう。

○丹野委員 そうなのです。畠中先生がおっしゃっていることは重々承知をしております
で、それであえて申し上げたのは、例えば17ページの最後のパラグラフに相談がとても大
事だということで、「センサー機能・臨床機能の維持・向上を図ることが重要である。この
ため、消費生活相談に直接対応する機会を質・量ともに確保する必要がある」と言ってい
るのだから、そういう意味では、質と量を確保するためには、今いる消費生活相談員はそ
のまま行かないと質と量が当然確保できないだろうと、そういう前提であえて申し上げて
おります。

○大森座長 私も畠中さんがおっしゃっていることはよく承知しているつもりでして、今
回の移行ですので、その移行に当たっての閣議決定の趣旨を生かせば、できるだけ現行体
制を維持しながら、できれば消費者行政全体の充実を図るという方向ですので、できるだ
けこの数字で、仮になったときには頑張ってもらわなければならないと思うのです。しかし、それ
でも、なおかつ全体として削減されることもあり得るのです、世の中全体の中ですから。
ただ、消費者問題というのは全国民の問題ですので、特定の方々の話ではないので、逆に
言うとう弱いのですけれども、だから今度は新しい司令塔機能を強化することで頑張ってもら
うという趣旨で全体は貫けているはずなのではないかと。

○畠中委員 私は、それは重々わかっておりますが、要するに、事務局の立場を慮ってち
よっと言ったままで、この点については、阿南長官以下、かなり頑張ってくださいが必要
があるのではないかと思います。

○足立委員 19ページの3つ目のパラグラフの「また」以下のところですが、国民生活セ
ンターの各機能の維持、充実に関しては、そのすべてを維持し、基本的に一体性を確保し
つつ、より一層充実させるとか、消費者行政の司令塔機能に必要な役割を担うとあります
けれども、この具体的な内容や取組みについての記述が弱いように思います。

今回の議論の中で、単に国民生活センターを国に移行するだけでは現状と変わらないわ
けですので、私は移行する際の最大のメリットといいますと、国民生活センターが従来、
消費生活相談情報を収集・分析して、関係機関に改善要望するだけの機関にとどまらず、
国への移行を契機に積極的に政策提案の起点となって、制度改正や改善状況のフォローア
ップ等に加わることができるという点にあると思います。

つきましては、これを制度的に担保する、かけ声だけに終わらせないという点で、現在、
試行という形で実施されていますけれども、消費者庁と国民生活センターの間で情報共有

の打ち合わせですとか、情報発信チームの設置、消費者政策検討会議の実施ということがなされておりますけれども、これらの実施状況を検証・評価して、これらを試行にとどめるのではなくて、本格的な新たな政策検討の場として位置づけて、国民生活センターによる被害情報の収集・分析結果がより迅速、また、効果的に消費者行政に反映できるシステムを構築するという旨を追記いただきたいと思います。

○大森座長 試行については、今、どういう効果を生み出しているか、そこからどういう新しい課題が生まれていて、どういう形で充実・強化できるかということは、余り明確になっていませんでしょう。今の足立さんの御意見、どこかでこの点について触れることは可能だと思うのです。ちょっと事務方に、それに触れることは可能だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○服部参事官 8ページの前半部分なのですけれども。

○大森座長 前の方にある。

○服部参事官 はい。後半部分が終わって、また前半部分について御議論いただくというふうに承知しておりますが、8ページの最後のポツで「試行」ということを書かれていますので、この中で併せて先ほどの御意見というのを盛り込んでいただくのも一案かと思えます。

○大森座長 だから、ここと今の御発言と何かつながっているということがわかればいいでしょうね。工夫してみましようか。

ほかに御意見。

どうぞ、片山委員。

○片山委員 今回の足立さんの意見とも関連すると思うのですが、私の今日の意見メモの2ページの3のところにかかせていただきました。20ページの2つ目のポツの「情報の収集・分析・提供について」の記載ですけれども、情報を消費者庁と国センが共有するというのは、それで勿論結構なのですが、「情報提供を一体的に行うなど、消費者庁の有する機能との役割分担を見直し」という表現が、これまでの議論の中で少し唐突なような気がします。役割分担について、どう見直すのかということが何もないうままに「役割分担を見直し」という表現を入れられることには違和感を覚えます。

私の考えるところでは、「情報の収集・分析・提供」というのは、情報を確実に共有するということは大事だと思いますけれども、どちらかが一方的にやれるというものではなくて、やはりそれぞれの機能の違いに応じて、その機能を拡充するためにそれぞれが大切に使っていく、あるいは大切に分析・提供する必要がある。ですので、一体的に行うとか役割分担を見直して、あたかもどちらかがそれをやればいいというふうな表現については、是非とも、表現の見直しをお願いしたいと思います。

○大森座長 そうも読めるのですけれども、ここはもともと消費者庁とセンターが情報共有して、情報提供については一体的にやろうと、そのことによって強化しようという趣旨だと思うのです。ただし、ここの「役割分担を見直し」と言っているものだから、そうす

るとあなたが言っているように聞こえるので、そこはそうではないと。本来の趣旨は、今、私が申し上げたような趣旨だと思いますので、そこがわかるように少し修文すればよろしいのではないのでしょうか。

○片山委員 要するに、連携をして、全体としての提供機能を強化するという理解でよろしいですね。

○大森座長 そうだと思います。今のように正確にわかるように書きかえましょうか。事務方、そこはいいのでしょうか。私の理解と同じです。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 方向性の3つ目の黒丸に、更に相模原のセンターのことが出てくるのですが、前段の説明のところに相模原のセンターのことは何も出てこないのです、ちょっとここも唐突な感じがするのです。この活用の在り方について検討するというのだけれども、どういう趣旨なのか、事務方で、これを書き入れられた趣旨を説明していただきたいのですが。

○大森座長 そうですね。ちょっと御説明いただきましょうか。

19ページ一番下の、「廃止された同センターの相模原研修所の施設・用地の活用の在り方について検討する」と言っているのですけれども、その趣旨。

○服部参事官 研修所の活用については、具体的にまだ検討がなされていない、言わば放置されているような状況だというふうに認識しているものですから、それはもったいないだろうと、きちんと皆で考えていく必要があるのではないかとということで、こういう書き方にさせていただいております。

○大森座長 そうしたら、移行方向の前に何か1つ文章をつけて、今どうなっていて、これはもったいない扱いになっていますよと何かないと、ここは言いにくいのですね。あれは廃止された後、今、どうなっていますか。

○山形理事 廃止するという閣議決定を受けたことで、それについて、廃止という決定をされた以上、独法としては、そのまま国にお返しするという整理しかできないのかなという認識で現在のところはあるわけですがけれども、具体的にそこをどうするところまでは国センの内部的にはまだ議論はしていない。

○野々山国民生活センター理事長 研修施設としてつくってあるものですから、研修施設として廃止された以上、現状は原則的には使っておりません。

○大森座長 いつまでにどうなるかということは決まっているのですか。廃止後のことは何も決まっていないのですか。

○山形理事 研修施設として廃止することまでしか決まっていなくて、私どもの理解では、研修施設としてはもう使えないという理解で、我々としても使えなくなった以上、そこをどうするかということについては、消費者庁の方から今後の使い方について検討しろという御指示があれば検討する心づもりはございますけれども、今のところまだそういう状態になっていません。

○野々山国民生活センター理事長 今、当センター全体の国への移行の問題が議論されて

おります。それとも関連してくると考えております。この検討会での議論も踏まえまして、今後議論をしていくということです。現時点で研修施設をどうやっていくことについて具体的には議論しておりません。もし、今、結論を出せというなら、山形理事が述べたように国へ返すということしか残っていない。ただ、それはそれでいいのかという議論をしなければいけないと思っております。

○大森座長 検討すると書いてあるのですけれども、誰が検討できるのですか。センターができるのですか。移行した後、移行先が決まれば、そこで検討することになるのですかね。どうなるのですか。ここの書きぶりをどうすればいいかということを知っているのですが。

○川口審議官 現時点で独立行政法人ですし、担当は消費者庁ですので、通常ですと、これは消費者庁、国民生活センター共同で検討していくということだと思います。

それから、国への移行という方向がはっきりしてきますと、それに合わせて、それ以降をどうするのかということ政府全体で検討していく必要があると思います。いずれにせよ、現状、これは検討の必要があるということで書いていただくということかと思っております。

○大森座長 ここは中村さんの御意見があって、ちょっと唐突ですので、注を入れるか、なぜここが方向の中に入っているかということについて、今のように簡潔に現状はこうなっていて、これについてはやはり活用される方向があり得るので、何らかの形で今のように決まった段階では協力して検討するとか何か一言ないとわかりにくいですね。脚注でもいいと思うのですけれども、ここのところはちょっと考えてもらえますか。

ほかにどうぞ。

橋本さん。

○橋本委員 確認ですけれども、「情報の収集・分析・提供」というところに、当然PIO-NETも入っていると思うのですが、以前は結構PIO-NETの刷新などというふうに具体的に書いてあったのですけれども、今回は単純に「情報の収集・分析・提供」という形で、これは当然、PIO-NETもいろいろ勘案してのことだというふうに考えてよろしいのでしょうか。これは確認です。

○服部参事官 情報の収集・分析・提供一般の全体的な話ですので、それも含み得るということでお考えいただければと思います。

○大森座長 よろしいですか。

○橋本委員 言葉としてどうして出していないのかなというところがちょっと気になったものですから。

○服部参事官 一番問題意識としてありますのは、消費者庁に安全法に基づいて情報提供されている、それが共有されていないということで、やはりその共有と、先ほど御議論がありましたけれども、そこは一番解決すべき、もっと話を進めていく論点なのかということで、それを全面的に出すような文章にしております。

○大森座長 よろしいですか。僕は当然だと思うのですけれども、排除するなんてあり得

ない。

○川口審議官 今の点でございますが、以前、資料でお出ししておりますけれども、消費者庁が情報収集している消費者安全法、国民生活センターが情報収集しているPIO-NETの情報がございまして、ちょっとわかりにくい点がございまして、座長御指示によって、それを具体的にわかりやすく書くということはあるのではないかと思います。

○大森座長 よろしいですか。

○橋本委員 具体的に書いていただければ。

○大森座長 ほかに。

理事長、どうぞ。

○野々山国民生活センター理事長 2点ほど意見を申し上げます。

1点は、先ほど片山委員から御指摘があった20ページの「情報収集・分析・提供」のところですが、ここは情報共有をした上で両機関で連携して行っていくことが重要だと考えておまして、この文章の中で「情報提供を一体的に行うなど」という文章で書いてありますが、これは一体で行う場合もあるという理解をしています。常に一体的であるとすると、これまで私どもの経験では、意見が異なったような場合について情報提供が遅れたりする危険性もありますので、「情報提供を連携して行うなど」という文言に是非変えていただきたいと思っております。

それから、2点目でありますけれども、これは先ほど御議論をされました移管に当たっての体制等の問題であります。私ども国民生活センターというのは、独法といたしまして、18ページの注にありますように、毎年1%、5年間で5%の人件費の削減を求めながら運営しているわけでありまして。この間、新規事業というものが非常に多くあったわけでありまして。例を挙げれば、平成21年度のADR、それから補正予算等を使いました消費生活相談専門家による巡回訪問事業などをやってきまして、この5年間5%人件費削減の中でやってきたものであります。こういうものにつきまして、今後はきちんとした予算等について国民生活センターの機能を低下させずに更に充実させるという上においては、予算の関係で是非とも御努力をお願いしたいと思っております。

その観点で、私どもが工夫してきたこととして、非常勤の方を一定程度雇用して、それで拡大する業務について対応してきたというところがあります。これにつきましては、現在、これをかなり減らすという方針が出ておりますけれども、非常勤の方で対応されていた面については、今後、国へ移行する中において、当センターの機能の充実を更に図る、低下させずに維持して充実させるには、その分も考慮してきちんとした対応をとっていただきたい。予算要求等については充実させていただきたいと思っておりますので、その辺の後押しのことを是非お願いしたいと思っております。

○大森座長 最初の方の「一体的に行う」を「連携」というふうに修正してもらいたいという御意見でございました。言葉としては「一体」と「連携」はちょっと違うのですけれども、一体的にやることもあれば、少し違った意見で出ることもあると。どうでしょうか。

○川口審議官 先ほど片山委員からの御指摘を踏まえて、正確に書くという座長から御指示がございましたので、それと併せて言葉を整理させていただくということだと思います。いずれにせよ、3点、3人の委員の方から御指摘いただきましたが、事務局の方ではPIO-NETのところは現状維持を前提に、主として消費者庁の方で情報収集をして国民に情報提供している部分を念頭に書いていたという嫌いがありますので、その点、誤解ないようによく全体を見渡して正確に書くという方針で、座長の御指示のもとで修文させていただくことにしてはいかかかと思えます。

○中村委員 野々山理事長が最後に言われた、非常勤で維持してきた体制の改善について、やはり方向性としてどこかに具体的に書いた方がいいという趣旨でしょうか。私は、その方がいいと思うので、半分の職員が非常勤という異常な状態で国センが今運営していることを、では、国へ移行した後、その形で移行するのか、それともそういう体制は好ましくないので改善していくべきだというなら、それははっきり書いた方がいいと思うので、そういう工夫は事務局の方でどこか書き込みはできないのでしょうか。

○大森座長 それはどうでしょうか。検討してみますか。

○服部参事官 国民生活センターともよく相談して、検討させていただきたいと思えます。

○大森座長 (3)に参ります。(3)について御意見があれば伺います。

○畠中委員 私の意見も含めた感想ですけれども、結論は、消費者庁に移行する、消費者庁の特別の機関にするということですね。その理由づけとしては、国民生活センターの機能の一体性を確保し、その独立性を担保するということですね。どこからの独立性を担保するのかというと、消費者庁から一定の独立性を担保するということだと思います。この一体性のところは、前々からの議論をお聞きして、ある程度わからないことはない。ただ、私は、独立性は依然としてわからない。何で消費者庁から独立性を確保する必要があるのかというのがよくわからない。東京都のお話でも、京都府のお話でもうまくやっておられるではないですか。それが国になった途端になぜうまくいかないのか、というのがよくわからない。ただ、現場をよく御存じの委員の皆様方の御意見として、いやいや、それは独立性を確保する必要があるのだということなら、敢えて私は異を唱えるつもりはございません。

それから、もう一点は、この書き方です。普通は、どこに移管するのかというのを先に書いて、その移管先について、施設等機関にするのか特別の機関にするかということ、物の考え方の順序としてそうなるのですけれども、これは逆なのです。その方が説明しやすいのだということなら、それはそれでいいと思うのですけれども、敢えてそうされた理由についてお伺いしたい。

○大森座長 ひっくり返してもできますけれどもね。

○川口審議官 今までの議論の経過を、まず素直に反映したということでございまして、機能の維持ということから出発点がありました。その形として、相談と執行の分離的なことで組織を分離するというお話がございまして、それから一体性というお話がござい

ましたので、何らかの形の行政機関というものを、国民生活センターという名前の行政機関を設置するという方向でほぼコンセンサスがございましたので、まずそちらを出しまして、特別の機関という方向を出しております。その上で、それをどこに置くかというふうに委員の皆様がお考えで御議論をいただきましたので、議論の経過を素直にそのまま時間的系列を報告書の流れにしたということでございます。

○大森座長 畠中さんの御意見だと、これが実際に世の中に出ていって、これをやる時には、いろいろなところと管理部門も財務省についても折衝に入りますね。そのときに、こういうふうに流れていた方が説明しやすいとか、説得しやすいのか、畠中さんがおっしゃっているような形にした方がやりやすいのかということなのではと思います。

○畠中委員 国に移管すると閣議決定になっていきますので、では、国のどこに移管するのですかということになって、では、消費者庁の本体とどういう関係にするのですか、施設等機関にするのですか、特別の機関にするのですか、出先という議論はなかったけれども、そういうふうになると思うのです。しかし、ここは川口審議官の御説明で、あえて議論の中でこうしたということなら、これはこれで、私は特に異を唱えるつもりはありません。

○大森座長 私は、最初にこういうふうに来て、消費者庁について余りにも皆さんが非常に強い御懸念があって、したがって、しょっぱなから消費者庁へ持っていくという議論がやりにくくて、まずどういうことが組織形態としてあり得るか。その際、国センの今まで果たしてきた機能を損なわないように記すべきである。できれば充実強化の方向に向かいたい。そうすると、どういう組織形態が考えられるかということをもまず議論していただいた方が、ここの雰囲気と言うと皆さん方が安心するのではないかと。議論もそういう筋でやったものですから。しかし、実際にいろいろな政府内の折衝に至るときは、多分これをひっくり返して説明した方がわかりやすければ、それは趣旨を損なわなければ全然構いませんので、今回、我々としては大きなそういう流れの中で、まず安心していただきたい。その上でどこへ持っていくかということをも慎重に議論するのだということになっていきますので、もし余りこだわることがなければ、このスタイルで今回は出させていただきますということでもよろしいでしょうか。

○畠中委員 はい、こだわりません。

○大森座長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかに御意見があれば伺います。

丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 21ページのところに「業務運営、人事面での独立性」ということで、組織形態をやる場合に人事面の独立が必要ですよということが、たった3行ですけれども書いてございます。直接これの修文をどうかという話ではないのですが、実は、国民生活センターの労働組合の方で、8月10日付で国民生活センターの商品テスト部の、先ほど御説明のときに既にありましたけれども、商品テスト部の部長と課長と課長代理の3人が、商品テスト部のコアのメンツがいきなり消費者庁へ行ってしまったことに対する意見書を出して

いて、その意見書の趣旨というのは、消費者行政の中で国民生活センターが担っている役割、機能の重要性を再認識し、業務が停滞または衰退するような消費者庁への出向人事が行われないことを望むという書き方をしているのです。要は、国センの機能の中でとても大事な商品テストのところのコアの人間をばっと3人持っていかれて、移行の結論が出る前に、既にその部分の機能が衰弱しているではないかという御趣旨で、そういう現場の悲鳴のようなものをお出しになっているのだというふうに承知をしています。

そういう意味では、先ほど服部さんの御説明でもありましたけれども、国民生活センターから既に11名、消費者庁とか消費者委員会に出向しているけれども、行っているばかりで庁とか委員会の方から人が来て、要は相互に連携して埋めていくというような人事は実際には行われていないということを踏まえて、多分悲鳴のように何とかしてくれということだと思のです。そうすると、ここの人事の部分に独立性云々とあっさり書かれているので、もう少し何らかの形で修文していただけるようなことがあった方がよいでないかと思っているのが1つでございます。御報告と、それに重ねて、ここの人事面の独立性のところももう少し書かれていた方がいいのではないかという、皆さんが御安心なさるのではないかということをお踏まえています。

それから、もう一つは、もう少し細かいことございまして、22ページの一番下のパラグラフに「特別の機関については」云々とありまして、「ADRを担う合議制の機関を、ADRと機能的に連続性を有する相談を含め、国民生活センターの他の機能と一体的に設置し得る」という書き方をしている。現実を申し上げれば、まず相談が先あって、その消費生活相談の中でうまく解決できない場合などが、全国の地方の消費生活センターの中から国センのADRに申立人が申し立てをしてくるという格好になっていることを踏まえれば、ここに「ADRと機能的に連続性を有する相談を含め」という書きぶりをさしてしまうと、相談というのが国センのすべての機能の端緒であることは間違いがないのに、それが後先になってしまっているように見えますので、その部分の書きぶりをもう少し御検討いただけないかというのが意見でございます。

○大森座長 このところはどうかでしょうか。御心配の向きはわかりますけれども、特段にここは修文しなければいけないでしょうかね。

○中村委員 今言われた商品テスト部の幹部が3人移行ただけで見返りがないというのは、組合がもしそういう意見を言っているとしたらもっともだと思って、前々回でしたか、池本さんのヒアリングのときに、私はやはり同じ質問をしております。池本さんも懸念を表明していた点なのです。要は、これから移行するときに、移行するまでに骨抜きにされて機能低下させるな、ということをおちゃんとくぎを刺しておかないと、移行までの間にどんどん国民生活センターの人たちが引き抜かれて消費者庁に移られて、国民生活センターが本来やるべき業務が機能低下してしまったものを、後づけで特別な機関でも何でも持ってきても機能しなくなる。だから、消費者行政としては非常にマイナスなので、今の国センの機能を移行までの間に機能低下させないということも一言書き入れておいた

方がいいと思うのです。

○大森座長 あれは本当に機能低下させたのですか。そのことを正確に伝えてください。どなたからでも結構です。

○野々山国民生活センター理事長 私の方から、この間の商品テスト部長、商品テスト部の管理課の課長と課長補佐を消費者庁の消費者安全課に出向してもらった人事についてお話をいたします。

この人事につきましては、もともとは消費者庁から商品テスト部長に消費者安全課の課長になってもらえないかというお話がありまして、これについては私どももいろいろ検討しまして、2つの意味があると私は考え実施しました。1つは、消費者安全法を改正することによって設立が予定されております消費者安全調査委員会をきちんとしたものにしていく、これをきちんと運営することが、これからの日本の消費者の安全部門における消費者行政にとっては非常に重要であると考えております。そのためには、一定の専門的な知識のある者が消費者安全課の課長になることが必要であるという意味がある。そういうことによって、この消費者安全調査委員会というものが充実して運営されていくということがあります。

さらに、消費者安全調査委員会に対しまして、国民生活センターも一定の役割を果たさなければいけないと考えております。その点についても、この人事は今後の連携した運営の円滑化ということの意味があると思っております。そういうことが第1点であります。

もう一つは、従前、消費者安全課と国民生活センターの商品テスト部の関係がスムーズにいていたかということ、そうではない面があったと私は認識しております。それは双方のやっていることに対する理解や認識に差があると思っております。そういう意味では、国民生活センターのテストのよさ、テストの意義、こういうものについて十分な理解を消費者安全課の皆さんにもしてもらおうということが必要です。安全部門に関するさまざまな情報喚起、あるいは政策対応に対しても、相互理解や連携が十分できれば意味があると思っておりますけれども、それが十分できてこなかったという現実があります。そういう意味では、商品テスト部の部長が消費者安全課の課長になることによって、双方に対する相互理解というものが深まっていく。今後の情報収集あるいは情報提供、政策提言に対する連携というのが強化されてくる。長い目で見れば、国民生活センターの機能、商品テストに基づく注意喚起、あるいは政策提言に対しても大きな意味があると考えております。

部長と管理課の課長、課長補佐が出向したということはありませんけれども、いわゆる現場の商品テストを実施する人たちは動かしておりません。管理部門につきましては、こちらの方でまた体制を強化しまして、それに対応しているということでもあります。これからの我々の商品テスト部の活動、あるいは連携してやっていくものを検証していただくしかありませんけれども、そういう意味では、これは消費者行政全体にとっては強化になっていることであり、長期的に見れば、国民生活センターの商品テスト部のよさ、役割という

ものがより発揮できる人事であると考えております。

以上です。

○服部参事官 私どもはお願いした立場で趣旨をお話しさせていただきたいと思うのですが、この検討会の中でも茶のしずくの問題、そういう中で消費者庁の方で消費者目線というものが不足しているのではないかというお話。従来やっている体制において全くないということではないと思うのですが、そこは非常に大きな問題意識、私としては危機感を持っている。こういう状況のまま、特に消費者の身体を守る、生命を守るということを我々がやり切れるのかということ、私は非常に危機感を持っておりまして、こういう状況の中で、従来からこういう消費者安全のプロとしてやってきていただいた方に、是非、消費者庁の体制を立て直していただきたいということをお願いをさせていただいた。その中で、お一人ぼつんと来ていただいて何ができるのだろうかという御懸念もあったと思うのです。ほかの省庁からいろいろな方が来られている中で、センターの課長さんが1人来られて何もできないということでは。むしろ、消費者安全課の消費者目線というものをもっと高めていくという上で、そういう消費者目線を共有される方と御一緒に来ていただくというのは、私は消費者行政にとって、特に消費者の方々の生命、身体を守っていく上で非常に重要なことであるというふうに思っています。

他方で、商品テスト部の機能が落ちるのではないかという御懸念というのは重く受けとめたいと思っておりますし、今後、消費者安全課が国民生活センターとどういう形で協働を進めていくのか、そういう中でも双方の相乗効果が出るように、是非業務を進めていくべきではないかと考えております。

○大森座長 ちょっと単純な質問ですけれども、3人抜けた後、テスト部門の全体のマネジメントとか管理はどうなっているのですか。そこに支障が起こっていなければ、別に何も問題ないのですけれども。

○野々山国民生活センター理事長 当センター内の人事の問題ですけれども、商品テスト部の部長代理を選任しております。これは従前の課長から選任しております。あと、国民生活センターの理事を1人、商品部長経験者でありますけれども、ほとんど張りつけにして管理関係については、そこでマネジメントについて部長代理を補佐していく体制にしております。それから、管理課長についても新しく選任をしまして、あとは新規の職員採用をすることが今回できるようになりましたので、その新規採用のメンバーは、ほとんど商品テスト部のメンバーにして長期的な対応にも備えていくということをしております。

○大森座長 中村さん。

○中村委員 今、お二人の説明を聞くと、消費者庁の弱点を補って消費者行政を強化する、これは大切なことなので必要なのですが、ほとんどそちらの説明ばかりで、先ほど丹野さんが言った、国センの労働組合の悲鳴みたいな意見というのが現場でもしあるのだとしたら、やはり移行するまでの間に、国センの機能の一体化とか機能の維持・充実と言っているものが損なわれはしないかということころを心配して、例えば、これの方向性のところに

「新たな機関は、国民生活センターの各機能を一体として担う」だけではなく、「移行までの間に機能を低下させることなく」というような一文を入れておいた方がいいのではないかという提案です。

○大森座長 私の理解は、機能は何も低下していないと思うのです。組合の御紹介がございましたけれども、それを直ちに我々がそうだというふうに断定すべきではないと思います。そういう声があることは承知しています。でも、今の御説明であつたら、一応マネジメントは行われていますし、しかも消費者庁の方は強化されているわけだから、移行を前提にすると、全体として体制をどうやって行うかという観点で行われていることなのだと思うのです。だから、そんな心配されることないのではないかと聞いていて思うのですけれども。

○野々山国民生活センター理事長 組合からの意見は私も聞いております。ただ、その趣旨は、これ以上の人の流出の点です。今、11人消費者庁に出向しております。その見返りというか、相対の出向者はないという状態でありますので、そういう意味では、これ以上の人材流出はなかなか困難であるということで、そういう意見を述べている。その理由は、こうであるという意見として理解しております。

○大森座長 審議官、どうぞ。

○川口審議官 今までの御説明は、消費者庁及び国民生活センターの立場からの御説明だと思いますので、事務局の立場から報告書上どうなっているかということで再度、中村委員、御指摘の箇所ですが、国センの国への移行までの話は、主として前段の部分に書いてございます。見え消しの資料の14ページ、先ほど服部から説明をしましたが、今、まさに論点のところですが、14ページの「国民生活センター職員の積極的活用」というところでございます。これは現状も含めての御提言ということかと思いますが、そこで「国民生活センターの機能の維持・充実を図りつつ」というふうに入れておりますので、これが、まさに中村委員が「低下させることなく」というお言葉ではございましたけれども、その趣旨はここに書いてございますので、必要ならばこの辺の修文ということかと思いますが。

それから、13ページに、消費者庁から国センへも出向するようにすべきではないかということについては、「今後の取組の方向性」の2つ目のところに今回つけ加えておまして、「こうした取組の中で、消費者庁職員が国民生活センターでも活躍できるようにする」というふうにしております。

ですから、移行までのことであれば、主として前段の部分の御議論の中で処理していただくのがよろしいかと思えます。

○大森座長 14ページの今、審議官が御指摘の「国民生活センターの機能の維持・充実を図りつつ」のところへ、先ほど理事長がおっしゃったようなことを入れられそうですか。

○川口審議官 入れられるといいますか、事務局的には、中村委員、御指摘の点は、ここにもう書いてありますという気持ちでございますが、不十分かどうかということは座長に御判断いただきたいと思えます。

○大森座長 御議論が何となくこの文章のままだとちょっとわかりにくいですね。何か工夫ができるかどうかですけれども、考えてみましょう。

それ以外にどうぞ。

山内さん。

○山内委員 先ほど、畠中委員の方から独立性を担保する意味がよくわからないとおっしゃったのですが、私の理解では、国民生活センターがきちんと独立性を担保する必要があるのは、1つは、国民生活センターが持っている情報から機動的に国民に対する注意喚起をする、そういう動き。それから、21ページにも書いておりますが、他省庁に対する改善要望。それから、ADRは、勿論、民事紛争と行政事務を司る執行機能とを分けるということでしたので、23ページの「取組の方向性」の太字になっているところでもいいのですけれども、独立性を確保するために、ADRを含めた国民生活センターの業務運営や人事面ということで一くくりにされているのですが、ここに機動的な注意喚起ですとか、他省庁への改善要望等の機能も含めということで、そこでの独立を保つという意味も明確にして書いたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○大森座長 その上のところに国センについてはあるのですね。今の方向性の上の文章。それを受けて下のような話になっているのですね。書いてあることは書いてあるのですね。

○山内委員 23ページの3段落目ですか。

○大森座長 業務運営だと思うのですけれども。

○山内委員 この段落に書いてあると、結論として名称は維持することが必要だというふうにとれますので、21ページから始まっている業務運営、人事面のところでの機能としての情報提供、注意喚起を入れていただいた方がわかりやすいかと私は思いました。

○大森座長 ほかに入っていないでしょうか。22ページのところには。今の点、事務局、どうですか。

○服部参事官 検討させていただきます。

○大森座長 入れられないわけではないのでね。考えてみましょうか。

そのほかのことで、移行先等について何か御意見。これでよろしいでしょうか。

よろしければ、(4)と「おわりに」の文章を含めて御意見をお伺いさせていただければと思います。

○中村委員 (3)の最後の方と最終ページに出てくる文言で、「その担保の実現に向けて」の後に括弧して「(仮に担保されない場合においてはその対応を含めて)」という表現が2回出てきます。これの趣旨を説明していただきたいのですが、何かこういうものを入れると非常に弱気に見えるので、できればない方がいいのかという気もするのですが、なぜこれを書き込まれたのか説明してください。

○松山内閣府審議官 中村委員初め、ほかの委員からもこの部分については御質問や御意見が出ていると思います。これは座長ともいろいろ御相談をさせていただきましたけれども、先ほど来出ております消費者庁への移行の大きな前提として、この報告書は特別の機

関とするということが非常に大きな前提になっているわけです。これが担保されないという可能性については、畠中委員の御指摘もありましたけれども、1つには組織をつくるという話ですので、制度官庁といいますか、総務省や財務省との協議が必要です。もう一つは、特別の機関とする以上、法律による担保が必要ということです。したがって、この場で確実に消費者庁長官に、先ほど期待するというお話もございましたけれども、勿論頑張っていたかなければいけないわけですが、この場で確実にできるということにはなり得ないのだと思うのです。

そのもとの、しかしながら、それが大きな前提として消費者庁に移行することが有力な考え方であると言えるというのが、この検討会の結論であるということでもありますので、仮に大前提たる特別の機関ということが担保されない場合には、本来的には、これは座長ともいろいろ御議論させていただきましたけれども、また相当大規模な検討というものが必要になる可能性も含めて、どういう判断をするのかということについて、担当大臣には強い覚悟を持ってリーダーシップを発揮していただかなければいけないという思いで、文章的にいかがかという御指摘もございますけれども、座長との御相談の上でこういう書き込みをさせていただいたということでございます。

○大森座長　そういう趣旨です。

○中村委員　別の書き方はないですかね。趣旨はわかるのですけれども。

○大森座長　括弧に入っている文章、私も気になる。何か工夫があるかどうか。御趣旨は、今、審議官がおっしゃったとおりでして、すっきりさせていただいて、特別の機関をお認めいただければいいのですけれども、本当にそうなるかどうかわからないものですから、そこまで我々側としては断定しにくいので、そうではない場合のことを含めて一言何か書いておかなければいけないので、それでこういう余りない文章になっているのですけれども。

こうやって括弧の中に入れる以外に文章表現がないわけではないと思うのですけれども、工夫させてもらうか、それともこの文章でないと難しいというふうに事務局が判断されているかですけれども、どうでしょうか。審議官、どうですか。括弧のような言い方はしなくてもいいですか。

○松山内閣府審議官　確かに括弧というのは余りよろしくないとは思っております。普通に書き下して、「その担保の実現に向けて」の後ろに「、」を打って「仮に担保されない場合においてはその対応を含めて」という書き方にするとか、その辺の表現の仕方はあろうかと思えます。

それから、「仮に」という、これは座長の御判断をいただかなければいけませんけれども、「仮に担保されない場合においては」という言い方が、担保しようという決意が弱いと読まれてしまう危険性があるというニュアンスを他の委員からも御指摘をいただいておりますので、例えば「仮にも担保されない場合においては」とか、担保されないということはあるていどいけないのだという趣旨を強めるニュアンスを検討した方がよろしければ、そうい

うふうにさせていただきたいと思います。

○大森座長 わかりました。今のようなことを含めて、少し修文を考えております。

どうぞ、足立さん。

○足立委員 この独立性の確保という部分についてですけれども、そもそもこの会議が独法改革でスタートをして、その後、国への移管を前提に議論を進めてきました。単に組織をどうするかという議論だけではなくて、消費者行政の強化の視点で考えてきたと思います。したがって、今回の検討は消費者庁のためでもないですし、国センのためでもないですし、言うなれば消費者、国民のための組織としてどういう形がいいかということを経験してきたと思います。したがって、私は、この中では27ページの下から2つ目のパラグラフにあります部分にその要素が十分盛り込まれていると思います。つまり、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが三位一体の体制の中で消費者の利益を擁護し、増進することを目指すべきだということが、本来、一番強調される目的であると思いますので、このこと独立性の確保が同じようなレベルで書かれていますけれども、あくまで独立性の確保というのは、国民のための消費者行政の在り方を考える上で必要な独立性を確保しつつということであるべきだと思います。組織的な独立性を維持するのがまず前提にあって、その中でどういう施策を講じたらいいいのかではなくて、国民のための施策を講じるに当たって、必要であれば当然連携もしないといけませんし、独立すべきところは独立すればいいけれども、そこはあくまで目的ではないと思いますので、意見を申し上げます。

○大森座長 どうでしょうか。目鼻だちがくっきりするような言い方をとれないわけではありませぬので、今の御議論は明らかに正論ですね。ただし、全体としてどこへ持って行って、どうなるかということを経験して議論したもの、そのときに国センのある種の独立性を担保すべきだという議論が強かったものですから、しかし、全体のトーンは、今、足立さんがおっしゃったようなことなのですよ。だから、前段がありまして、前段を読んでいただいた上でここを読んでいただければ、私どもの視点は基本的には消費者行政全体のことを考えている。その中で、今回の移行についてはこういう選択肢があるのではないですかということになっていますから、御趣旨全体は生きていると思うのです。この終わりのところでこういう言い方でずると書いておりますので、それでいいかどうかはもう一回読み返してみまして、前段を読んだ上で可能でしたら、少し工夫してみます。もしかしたらこれで行くかもしれませぬので、それは御了解いただければと思います。

丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 この検討会議が開かれる前に、足立委員のおっしゃったことは誠にものすごくいいのですが、この検討会議が開かれるそもそもの由来というか、その前の検証会議、タスクフォースから延々と続いてきたことを踏まえれば、やはりそこに独立性というのを書き込まないと、その部分はある程度強く言わないと、なかなかそれはこれから世の中へ下りていったときに、特に消費者団体を含む消費者側の理解を得ることが難しいのではない

かと思っていて、もし一定のこの書きぶりをトーンダウンするというのであれば、それは御検討いただきたいと思います。

○大森座長 そんなことはならないと思います。

畠中さん、どうぞ。

○畠中委員 先ほどの中村先生の御意見、25ページの「仮に」のところですけども、事務局が実現しない場合をいろいろ心配されるのはよくわかるのです。こういうことも書いておきたいというのもよくわかるけれども、これは検討会の報告書ですので、検討会としては実現しない場合の心配は全くする必要はないのではないですか。だから、この括弧書きはなくていいと思います。

○大森座長 畠中さんがそうおっしゃってくださって、この独立の機関実現は大丈夫だと一言おっしゃってくれば、これを落とせる。なかなかつらい交渉になるのではないかと。それでも、なおかつ私どもはどこかで国センの持っている機能を維持したいと、そのことは一言言っておかないと、その行方について、ちょっと心配性なのですけれども、やはりどこかでこの一言は言っておかないといけないかなということなのですね。私もなければなくても構わないと思っているのですけれども、一言言っておきたいなという。これを言おうと、何となく自信なさに聞こえるのですよ。そうではない場合を考えろという反論が来てしまう可能性があるんで、最初は、この文章でいかどうかと悩んだのですけれども、いろいろ事務局と検討して、やはり一言言っておかなければいけないかなというので、私の気分はそういう気分です。落としてしまってもいいのですけれども、だとしたら堂々と行くのですけれども。

○畠中委員 では、座長一任で結構です。

○大森座長 審議官、どうぞ。

○松山内閣府審議官 この報告書では、国民生活センターの国への移行先として3つの候補先を検討されています。そのうち、消費者委員会については制度上なかなか難しいというので、割と早目に否定的な見解を整理されています。その上で、内閣府に移行する場合と消費者庁に移行する場合、その比較をやる整理されているわけです。内閣府についてはデメリットも多いということを書いていますけれども、法執行機関である消費者庁から一定の距離を置くという意味で、独立性を担保するという観点からはメリットがあるという認識が書かれているわけです。消費者庁の場合には逆で、連携して有効な機能を発揮するというメリットはあるけれども、独立性については懸念があるので、そこを特別の機関とすることで担保するのが有力な考え方であると、これが結論になっているわけです。

そうしますと、この前提の部分が仮に欠落すると、内閣府に持っていくという案が、デメリットはあるものの相対的に有力になってくるという構造に、報告書の構造上なっています。しかしながら、この検討会におきまして、これまで座長も御指摘のように、内閣府に持っていきこうという積極的な御意見というのはありませんでした。

したがって、論理構造上、仮に独立性を担保するための措置というものが満たされない

ときに、この検討会は一体何を、どういうことを想定しているのかというのが全くなくていいのかというところは座長もお悩みになっているところでありまして、ただし、そのことについてここで敷衍をするというのはなかなか難しい。そこで基本的には是非とも実現してほしい。仮に実現できない場合は、担当大臣がリーダーシップを発揮して検討をしていただきたいという整理になっていると理解しております。

○大森座長 ほかのことで何か。前段がまだ済んでいませんので、前半の修正点等について御意見を伺わなければいけませんけれども。「おわりに」のことを含めてどうぞ。

○中村委員 26ページの「おわりに」の直前のパラグラフで、「以上のように考えると、国民生活センターを特別の機関とすることができれば、『政府から独立した法人』の趣旨を活かす制度設計も可能となると考えられる」というふうに書かれているのですが、その前に、そもそも特別の機関の具体的なイメージがこの報告書はいまいち詰まっていなくて、例えば特別の機関にするのはいいよとは言っているけれども、そのでき上がったもののイメージが全然浮かび上がってこないというか、例えば管理部門をかなり縮小できるとおっしゃるのだったら、一体、特別の機関の管理部門は消費者庁との関係でどうなるのかとか、業務の方はどれだけ充実するのか、多分これから予算化されるはずなので、概算要求の中でも、特別の機関としたら、どういう部門に何人いて、どんな予算が必要だという概略の構想はお考えなのだろうと思うので、もう少し特別の機関の中身をできるだけわかりやすく、こんな制度設計になって、こんな形になるのだよというのを書いた上で、だから、政府から独立した法人の趣旨とほとんど同じでしょうということならわかるのですが、前提の特別の機関のところの説明がちょっと不足しているような気がするので、もう少し書けるなら書いた方がいいのではないかと思います。

○大森座長 特別の機関についての説明はいいのですけれども、国センをそうした場合の国センと消費者庁との関係みたいな全体の具体的なイメージを書けという御趣旨でしょうか。

○中村委員 はい。

○大森座長 基本は国民生活センターが仮に消費者庁に移って、しかし独立機関で行きますので、現在の国センの持っている機能は発揮するような仕組みになる以外にはないのではないかと思います。そういうことを延々と書いてあると思うのですけれども。特別の機関というのがどういうものであるかということをもう少し書けとおっしゃるならば、それは書けないこともないと思うのですけれども、事務方、どうですか。

○服部参事官 人事権、業務運営の独立性のところは、22ページに脚注の26ということで、ほかの機関の例を書いています。先ほどの御意見にも関係するのですけれども、ここで書いている、例えば「組織の長が職員の任免を行う」とか幾つかの例がありますので、こういったことなどということでもう少しわかりやすく本文の中にも書いていくというのは考えられるのかと思っています。

○大森座長 だから、もしもう少し説明するならば、こういうことがほかにあると言って

いるだけなので、これを当てはめたときにどういう姿になるかということ、それは説明できないことはないと思うのです。今の中村さんの御意見を受けると、ここをもう少し書くという手はあるのではないのでしょうか。そういうことで対応してみましょうか。

ほかにどうぞ。

○足立委員 前段ですか。

○大森座長 前段に移りたいと思っておりますが、後段の方は、大筋はこれでよろしいですか。

○丹野委員 先ほど御説明があった中に、もしこれが、括弧のところでも可能でなければという御説明があって、論理の導かれるところ、内閣府本府に論理的には行かざるを得ないというお話が先ほどあったと思うのです。そのときに、内閣府本府においても特別な機関とするみたいな文言は入らないのですか。そこはどのようなのですか。

要は、行き先の組織形態が4つあって、4つの柱が立って、交差する形で言えば嫁入り先みたいなものが立ってという形のマトリックスの中で、特別な機関という部分が法的に独立性とか一体性が一番保てていいだろうというところをやって、では、どこへ行きますかという論理ですね。では、どこへ行きますかという論理の中で、消費者庁に行くのが有力だろうという一定の結論が出ていて、それがだめな場合は内閣府本府になりますよというときに、内閣府本府の4つの形態のうちのどれになるのかという部分が担保されなくて、全部全くの白紙という形になってしまうのかというのが疑問でございまして、特別な機関がだめな場合とおっしゃっているのはわかるのですけれども、特別な機関というものに対する了解があって、その上でどこへ行くのかというときに、3択の中からこれですねという話になったということなので、そこが私が混乱しているのもう一回御説明を。

○大森座長 嫁入り先というのがいいかどうかはちょっとわかりませんが、御疑問ですので、審議官、どうぞ。

○松山内閣府審議官 言葉足らずだったかもしれませんが、そもそも仮にも満たされない場合について、論理必然的に内閣府になるということをお願いしたわけではありません。内閣府というのも移行先として検討していただいている、独立性という観点からは望ましいけれども、デメリットもあり、この検討会において、積極的にそれを推す声というのはなかった。

したがって、これ以上のことは書けないわけですが、仮にもそういうことになった場合という仮定の場合について、その場合であっても特別な機関でなければいけないよとか、仮定の問題について余り深入りをしない方がよろしいのではないかとということもあり、ここは担当大臣の御検討に委ねるという書き方になっているということかと理解しております。

○大森座長 これは、しかし、24ページの上の2行目の「内閣府設置法上、特別な機関は、内閣府本府や消費者庁を含む外局のみに設置することができるとされている」のではないですか、組織編成上は。少なくとも現在の内閣府設置法を前提にする限りは、内閣府本府

に持って行って特別の機関を置けないのでしょうか。

○川口審議官 ここは日本語のことで、「内閣府本府や」というところで一旦切れて、「消費者庁を含む外局」ということです。

○大森座長 内閣府本府に特別な機関を置くことができるのですか。

○川口審議官 はい、そういうことです。

○大森座長 そうすると。

○川口審議官 ここに点を打つ方がよろしいかと思えます。置くことは制度上できます。

○大森座長 今、内閣府本府に置かれている特別の機関というのは、どこかに表がありましたか。

○川口審議官 はい。

○大森座長 ちょっと見てもらいましょうか。いっぱいありますか。

○川口審議官 39ページに、北方対策本部以下、消費者政策会議も含めて置かれております。

○大森座長 そうすると、ここで言うと、国民生活センターを内閣府に置くことは可能なのですか。並んでいるケースで見ると。

○川口審議官 法律上は可能ということでございます。

○大森座長 ということだそうですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。前段の方へ行ってよろしいでしょうか。

では、前段の方で幾つか修正が入ってしまして、相当細かく手を入れてございますので、なおかつ御意見があれば伺うことにいたします。どうぞお願いします。

御意見のペーパーなどが出ている方がおいででしたね。お願いしましょうか。

○片山委員 私のは細かい修文なので。今日お配りいただいた見え消しの11ページの3つ目の段落に加筆されている部分なのですが、「消費者行政を担当する職員はその担い手となる」というところで、正確には、この新しい政策への転換を担うのは全行政職員ということですので、消費者行政を担当する職員は、その中核的な担い手になるという「中核的」というお言葉を入れていただいた方が正確だと思います。

○大森座長 いいのではないのでしょうか。事務方、いいのでしょうか。

○服部参事官 はい。

○片山委員 もう一つは、質問も兼ねてなのですが、13ページの最後のポツのところ、「専門性を確保するため、製品安全や取引などの分野」という表現なのですが、安全のところは製品だけにこだわるのではなくて、むしろ消費者安全法でいくと、施設だとか役務とかも含めた生命、身体の安全が対象になっているので、ちょっと表現を見直して見ていただいた方がいいのではないかと思います。

その2点です。

○大森座長 わかりました。それ以外はよろしいですか。

○片山委員 はい、私は。ありがとうございます。

○大森座長 どうぞ、中村さん。

○中村委員 意見は資料3-3でもお出ししたのですが、前回も申し上げましたけれども、この目次を見ると、「はじめに」の後が2として現状、3になっていきなり在り方に入ってしまうのですが、この前に現状の問題点とか課題を抜き出したもう1項目が要るのではないかとこのことを前から思っております。

今回配付されたものでは、4ページ、5ページをちょっと工夫していただいて、「基本的考え方」の5ページにあったものを左側の4ページの方に移していただいて、非常に抽象的ですけども、一定の改善をしていただいたのですが、この後、国会等で議論をされるときに、もう少し具体的に何があったのかというところをわかるようにしておいた方がいいのではないかとこのことを思います。

資料3-3の別紙というので、もう1枚、①から⑤までありますが、そのうちの①から④が、まさに書いておいてほしい具体的な立法事実だろうと思っております、3年前に消費者庁・消費者委員会ができて、この3年間の問題というのは、司令塔をつくったはずなのにちゃんと機能を発揮していないというところが一番大きいと思うのです。本文にもいっぱい書かれていますけれども、それはどんな事件があったのですかというところで、具体的に安愚楽牧場の事件、あるいは生肉ユッケ事件、茶のしずく石鹼の事件、こういう具体的なケースを出して、情報が消費者庁にあったのに被害拡大防止に向けた行動がちょっと遅かった、足りなかったというところが、まさに司令塔機能を発揮していなかった具体的な立法事実なので、これと国民生活センターが改善要望を出そうとしているのに、消費者庁段階でとまってしまっているという例も、この審議会の中でいっぱい例が出ました。こういうふうには、本来司令塔機能を果たすべき消費者庁のところが国民の期待を裏切る、そういう事態があったという点、これはもうちょっと具体的に書いていただきたい。更には、それがうまくいっていない原因は何かというところも、できれば分析してもらいたい。私の見解で言うと、消費者庁のトップ及び出向職員に消費者目線が不足していたからだろうと思えます。

それから、消費者委員会について言うと、オンブズマン的な機能を想定されていた制度設計だったのに、やはり理想的な活動ができていないと思うのです。その理由は、一番大きいのは事務局体制と予算が、消費者問題全体をカバーするには弱小過ぎるということが1つあるのですが、加えて、消費者庁が特に消費者委員会の意見、監視役から言われたことをちゃんと実施していないという点が非常に目立つので、そこにも問題がある。他の省庁は、結構、消費者委員会の建議や提言を受け入れて、制度改善や立法提案をして、立法化、法改正をしていっております。その点、消費者庁は見劣りがするということです。

それから、消費者庁というのは、設立のときから消費者団体や弁護士会が非常に推奨して創設されたという経緯があって、そこをやってきた支えるべき消費者団体や弁護士会ももっと消費者行政全体を応援するという体制を本来つくるべきだったと思うのですが、そこがなかったために、逆に消費者団体などと消費者庁の間に溝ができたりのだろうと

思うのです。そういう問題点を具体的に4ページあたりに是非書き入れていただきたいというのが提案です。

○大森座長 この文章どおりになるかどうかわかりませんが、幾つか大事なことが言われていて、どういうことが具体的にあって、それについてどういう問題点があったかということは、私は書けることだと思っているのです。だから、これは参考にさせていただいて、今日御意見が出ましたので、書き得る限り織り込むということを考えてみます。大事な御意見が入っています。ただ、この文章どおりに書けるかどうかはわかりませんので、中村さんの言い回しがございますので、それをストレートに書くと少し難しいことがございますけれども、できるだけ趣旨を生かすようなことを工夫してみます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ、足立さん。

○足立委員 16ページ、17ページあたりに消費者教育の推進について書かれた部分があります。消費者教育の推進に関する法律が成立しましたけれども、この消費者教育の現状と申しますと、消費者の自立を促す教育の体系が確立されていませんし、消費者教育に必要な専門的な知識や経験を持つ人材も不足しています。また、法律が目指す消費者市民社会と申しますのは、画一的、定型的なものではないと考えますけれども、日本の風土や国民性に適したものとするための研究や議論も不足していると思います。

私は、この背景には、消費者あるいは消費者問題に関する学術的な位置づけがなく、研究に当たる人材も不足し、研究成果も十分評価されてこなかったということがあると思います。資料3-1に簡単なポンチ絵を用意してきました。言葉どおりの図なのですけれども、消費者教育推進法ができましたけれども、今申し上げましたとおり、学校教育あるいは社会生活等のさまざまな場面や人々の特性、社会的な役割などに応じて、誰に、いつ、何を、どのように教育すればいいかという体系は確立していません。法律を見ましても、これから調査研究しようという段階だと思います。こうした状況では、消費者教育の理念というのは理解できても、具体的な教育方法というのが見えてこないと思います。

私は、消費者教育を推進するには、まず専門的な知識を持った人材の養成が必要であって、これには消費者の心理や行動、その行動がもたらす社会的影響などの消費者サイドの問題と、事業者やグローバルな社会から消費者が受ける影響などの外的な要因といったものなど、多岐にわたる観点からのアプローチによって消費者問題の本質を明らかにする必要があると思います。

消費者を真正面にとらえた学問領域が確立されてこなかった背景には、このようにアプローチする研究領域が多岐にわたるといっても考えられますけれども、これを克服するために、現在は点在している研究者の方々、あるいはその成果を継承して学際的な研究を進めて、消費者市民社会の在り方を示す必要があると思います。

また、こうした学術研究の成果は、消費者教育に当たる直接的な人材育成に生かされるほか、消費者政策の充実につながったり、あるいは公務員や企業の採用試験に消費者問題

が出題されるということになれば、受験者は試験対策として消費者問題を勉強しないといけませんので、理解者が増えるというようなサイクルも生まれてくるのではないかと思います。

非常に前置きが長くなりましたけれども、この法律の目標であります消費者市民社会の実現に向けては、学術研究の促進が不可欠だと思いますので、是非この点の追記をお願いしたいと思います。

また、この点につきましては、国民生活センターに一定のノウハウの蓄積があると思いますので、これを生かす方向で是非検討をいただきたいと思います。

以上です。

○大森座長 入れられると思うのですけれども、大事なことなので、どこにどういう文章で入れればいいのかですけれども、こういうものの体制を認識するというのは大事ですね。私は、お聞きして入れられると思っているのですけれども、事務方、入れられますか。

○足立委員 少し文章は考えたのですけれども、今の消費者教育の欄の次ぐらいのポツに、例えばということですが、「消費者教育の推進に当たっては、教育体系の確立や消費者教育に当たる人材の育成、我が国が目指すべき消費者市民社会の在り方に関する国民的な合意形成が必要であり、国民生活センターの調査研究機能を強化するなどにより、消費者や消費者問題に関する学術研究を積極的に支援する」というような趣旨の文言を入れていただきたいという意見です。

○大森座長 川口さん。

○川口審議官 調査研究機能についての記述は現時点でございませんので、御意見という趣旨でどこかに書くということかと思うのですが、ヒアリングの際には、その点について触れられた方もいらっしやっと思います。ただ、御意見を承りますと、消費者教育は勿論なのですが、必ずしも消費者教育だけにとどまらない重要性について御発言いただいたのではないかと思います。つまり、調査研究機能の強化というのは、必ずしも消費者教育のためだけではなくて、企画立案など司令塔機能全般のためにも必要だという御趣旨だったのかというふうに承りますと、必ずしも消費者教育の後に書きますと、ちょっと矮小化される可能性がありますので、場所はもう少し座長と御相談をして、一般的なところに入れさせていただいた方がよろしいのではないかと思います。

○大森座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○野々山国民生活センター理事長 13ページのところです。ここでは新しく消費者行政における司令塔機能発揮のための専門性の確保という表現で書かれております。その「今後の取組の方向性」の1つ目のポツですが、「民間からの中途採用についても取り組む」ということで、私も、民間から消費者庁にも、消費者行政をずっとやっていくという方を中途採用することはいいかと思うのですけれども、「民間等」とならないか。というのは、地方自治体からとか、あるいは他の独法の中で自分が消費者行政をやっていくという方もおら

れるかと思いますので、そういう表現ができないのかということが1点であります。

2つ目は、2つ目のポツでありますけれども、最後に「こうした取組の中で、消費者庁職員が国民生活センターでも活躍できるようにする」。これは先ほどの御議論の中では、消費者庁から出向することが現時点ではない、国民生活センターの方から一方的に人を出すという形になっておりまして、これは我々としても、出向される方が来て、国民生活センターのさまざまな業務を経験していただくことは重要だと思っております。そういう当センターへの出向者の確保の趣旨であるというふうにお聞きしているのですが、これだと、「こうした取組の中で」という文章が入っていることによりまして、前のキャリアパスで活用できるようにする方が、ここでもやるような限定しているように見えるわけでありませう。そうではなくて、もう少し広い意味で消費者庁から国民生活センターへの出向ということができないかと思いますので、これは丸ポツで独立させて、文章は考えていただきたいのですけれども、「消費者庁職員が国民生活センターへ出向して活躍できる場にする」という形で表現を工夫していただきたいと思っております。

3点目は、片山委員がお出ししている資料3-2という文書の中で、2ページの下に書いてある意見について、私も共感するところでありますので、この点についても共感するところを述べさせていただきます。

○大森座長 先ほどの製品安全のところですね。

○野々山国民生活センター理事長 違います。

○片山委員 第2のところ。

○大森座長 本当にこれでいいですか。この最後の文章ですけれども、「本籍を持つ職員が増加し、幹部として活躍できる」と。ちょっと僕はにわかに判断できない。趣旨はどういうことですか。

○片山委員 申し上げたいのは、13ページのポツのところ、消費者行政に長期的に継続してかかわっていく職員が重要な役割を果たすということは書いていただいているのですが、2つ目のポツのところは、他府省庁からの出向職員が消費者庁の中でキャリアパスを積んでいって、それで活躍するということが書かれていない。すぐにではないかもしれないけれども、将来的には消費者庁の中で消費者行政に本籍を置く職員の人たちが増えていって、そこでのキャリアパスがまさに消費者行政の中で生かされる、幹部として活躍できるようにしてほしいというのが私の意見です。

○大森座長 本籍を移せというのでしょうか。

○片山委員 そうです。それは、検討会の中で私が意見を申し上げたときに、すぐにはできないという話は聞いておりますので、修文としてというところまでは申し上げませんが、大きな将来展望としては、やはりそこが必要なのだというふうに私は考えていますので、そのことを意見として申し上げたいという趣旨です。

○大森座長 今のことですか。どうぞ。

○中村委員 今回の13ページの記述に明確に書いていないのですが、座長も言われたと思

うのですが、やはりプロパー職員の採用というのをもっとズバリとはっきり書いた方がいいと思うのです。キャリアパスのことはちょっと書いてあるのですが、そうではなくて、プロパーの職員を消費者庁がきちんと採用すると、そこからそれこそ本籍を有する人が増えていくことになっていくのだろうと思うし、是非プロパー職員を採用するということを明確に書き入れていただきたいと思います。

○大森座長 それはできるでしょう。ただし、ほかのところの本籍を将来動かせということを直ちに言っていていいかどうかなのですけれども、ここは、私は人事のことはわかりませんけれども、これは余り強く言っては来ないですよ。よほどの人で、消費者行政を本当にやる人が来てくれればいいけれども、そうではない人に来られると困るのでということを含めて、ここをそんなに張り切って書いて大丈夫かどうかというのは、ちょっと自信ないです。

今の片山さんがおっしゃったことはどうですか。

○服部参事官 ちょっとまとめて。新規採用については、初めのポツのところでは明確化していきまして、採用数の拡大を目指していきたいということで増やしていく。民間等というのも、それはよろしいかと思えます。

それから、その下で「こうした取組の中で」というところですが、消費者庁に来られている方で、また、国民生活センターにこちらの方から派遣ということであれば、ここで書かれているように、消費者行政を中心にやられるという方に限定されるのかと。国民生活センターがそうではない人も迎え入れたい、人事交流したいということであれば、国民生活センターとそれぞれの省庁との間で交流するということは可能ですので、そこはいろいろ申し込まれたりされたら、そういう枠は広がると思えます。もしそういう御意思であれば、別に盛り込むことは可能ではないかと思えます。

それから、プロパーの本籍ということになりますと、ほかの省庁も、言わば研修等も含めて時間とコストをかけて人材養成をしていますので、もう自分たちのところに本籍がないということであれば、本当にいい人を出してくれるのかと。また、職員にしても、行ったきり帰ってこれないということであって、本当にいい人が手を挙げてくれるのかというところは非常に疑問でして、一度こちらに来て、自分もやりたいという職員の方を、そういうチャンスを広げていくということであれば、本人にとっても受け入れやすいと思えますし、ほかの人事の部局も、本人がそういうことであればチャンスを広げていこうということで可能性は広がっていくのかというふうに考えます。

○大森座長 ほかに。

どうぞ、畠中さん。

○畠中委員 9ページの審議会のところですが、審議会の新設のところはばっさり落とされておりまして、この前の議論で、皆さん、他の委員の賛同を得られなかったことと、審議会を新設するというのは難しい、というのは私も重々承知しておりますので、やむを得ないかと思えますけれども、何か、もったいない気がいたします。

それから、消費者庁が一定の協力をする、15の注でわざわざどういう協力か、というのが御丁寧に書いてあるのですけれども、その次の「消費者委員会事務局の体制を充実強化する」というところは何も書いていないのですね。どういうふうにして体制を充実強化するのか、これもばっさり落とされています。どうしてこうなったか、というのは聞かなくてもよくわかりますけれども、整合性がとれていないという感じもします。一定の協力のところは、こういう協力ですよ、というのをわざわざ書いておいて、体制を充実強化するという大事なところは、何も書いていない。要するに、整合性としていかなものか、という感じはします。

○大森座長 私もちらっとそう思っているのですけれども、ここはいろいろ、消費者委員会の独自性もございまして、そちらの方々の御意見もあると伺っていて、ここは書き抜いてもいいのですけれども、そうすると消費者委員会の方々のこともございまして、多分、中でいろいろ検討された結果としてこういうふうになっていて、私も全体としてふぞろいになっていると思っているのですけれども、これをもう一回復活せよということになると、もう一回やってもらわなければいけないので、にわかには私の判断ではできない。

今日、事務局長がお見えですけれども、今の点、10ページのところはこういう御了解になっているのではないかと思うのですけれども。

○原消費者委員会事務局長 今日、委員長が海外出張で欠席で申し訳ありません。この9ページから10ページについての書きぶりは、これは委員の方からも、消費者委員会の審議会機能というのはどうふうにあるべきかというお話がございまして、やはり個別の案件で消費者庁と消費者委員会での協力をしてのやり方というものもいろいろありまして、一足飛びにきれいな形で書き方をそろえるというところまで時間不足で至らなかったというところなんです。今後、このあたりについては、消費者庁、委員会とも問題意識を持っておりますので、十分個別に一つひとつ丁寧にやっていきたいと考えております。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

大体これでよろしいでしょうか。次回、あさってやりますので、あさっての段階で、今日の御意見を受けて修文できるものを修文しまして、御説明申し上げて、私の聞いているところでは、この検討会が報告書をまとめて、大臣か副大臣かわかりませんが、お手渡しするという形式はないのだそうです。だから、あさって一応とりまとめれば、私どもの任務はそれで終わるというふうに了解していますので、あさって、仮にまた修文したものをお出しして御意見が出れば、その段階で恐縮ですけれども、今、山本さんがおられませんが、座長、副座長に御一任していただいて、最終的に判断して報告書はまとまったという形になるものと承知していますけれども、事務局はそれでよろしいでしょうか。今後の扱いについて、よろしいでしょうか。検討委員会は晴れの舞台がないのだそうです。全員そろって、カメラが入って、大臣に差し上げるというのがないのだそうですので、それはそれで結構だと思います。

それでは、次回のアナウンスメントはありますか。

○浅田参事官 次回でございますけれども、今、座長からお話がありましたとおり、あさって、22日水曜日、時間は同じ9時半から、場所もこの会議室でございます。また御参集の方、よろしく願いいたします。

議事録につきましても、毎度確認をお願いしておりますけれども、中2日、したがって、木曜日にまた御照会をかけますので、御回答の方をよろしく願いいたします。

以上です。

○大森座長 本日はありがとうございました。